

2006年2月9日

新潟県知事  
泉田裕彦様  
新潟県危機管理防災担当部署  
担当者御机下

新潟県国民保護計画に関する緊急の質問・申し入れ

緑・にいがた

担当: 中山均(新潟市議)

連絡先: 新潟市真砂 1-21-46

025-230-6442 FAX230-6371

nnpp@jca.apc.org

中山携帯: 090-1541-4798

県政発展のため御尽力されていることに敬意を表します。

さて、標記件名について、県は現在「素案」を公表し、県民にパブリックコメントを求めています。

この素案は数回の協議会および部会の議論を経たものですが、国の国民保護法の立案に関与した関係者でさえ、「地方公共団体が独自の判断で実施する措置があり得る」(磯崎陽輔著「武力攻撃事態法の読み方」)、「(都道府県と内閣との『協議』について)必ずしも同意は前提としないと説明されている。したがって、あることについてどうしても同意ができない場合は、都道府県の意見を尊重することになる」(同著「国民保護法の読み方」)と明言しているにも関わらず、結果的には消防庁のモデル計画の引き写しから大きく超える物となっていないのは極めて遺憾です。リアルな観点から、本県なりの本当の「国民保護」を真剣に検討したとは言い難い内容であると言わざるを得ません。

私たちは、この素案を検討する前提となる基本的な課題について、特に国内のこのような法制度・計画と密接不可分に検討しなければならない国際法上の観点で、決定的な欠落点や問題点があると考えています。

そこで、以下緊急の質問と申し入れをおこないます。きわめて重要な課題であると考えますので、御多忙のところ恐縮ですが、本日可能な限り口頭で、またあらためて文書にて、2月17日(金)まで回答くださるようお願い致します。

## 記

1. 保護計画ではその基本指針の中で、「戦時に適用される国際人道法の的確な実施」と謳っているが、具体的にどのような事態を想定し、国際人道法のうちどのような条項について検討され(赤十字の保護標章等に関する項目以外)、どのように成案に盛り込まれたのか、明らかにされたい。

そもそも有事の際、「文民」や「民間施設」の保護は、国際法上「敵対行動に参加しない限り」(ジュネーブ条約第一議定書 51 条)等という条件が前提となっており、保護計画において県民や民間施設が「保護」されるためには、軍事作戦行動たる「侵害排除」活動と厳密かつ明確に区分されることが最も重要な条件となる(例えば、侵害排除活動への住民や自治体職員、関連機関職員の強制的動員や関与の回避努力が必要だし、民間施設たる港湾の軍事利用は慎重になされる必要がある)。こうした基本的理念を県自身が理解し、自衛隊・米軍と認識を調整し、そして県民に広く理解・周知する必要があるはずである。

「子どもの権利条約」第 38 条「紛争からの保護」においては、「締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有する(略)規定の尊重を確保することを約束する」とされ、さらに「文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる」とされている。紛争時の子どもたちの心身の安全・保護のために特別な留意が必要であり、計画の中にもこの点について充分具体的な対応策が盛り込まれるべきである。

その他、下記「2」以降で示すような点も含め、これら「国際人道法」等の文民保護・人権条約関連部分について、計画素案では検討された形跡が全く無い。

2. 国際人道法や人権条約等の関連条項について、保護計画ならびに関連する県の条例・計画・制度の中に明確に位置付けるべきである。

保護計画は、「国民保護」が「侵害排除」から隔離されていることが前提となっており、避難計画を主体とするため、これら国際人道法の全てを保護計画に盛り込むことは困難かもしれない。しかし、他県のシミュレーションの例などに見られるように、実際には両者の活動が渾然一体となって混乱する現実的な可能性をあらかじめ無視すべきではない。有事には軍民が混然となる可能性があるからこそ、国際人道法もそれをできるだけ分離して文民を保護する構成となっている。その場合、尊重されるべき「人権」や「文民保護」の基本理念は、保護計画上で想定される避難計画等での扱いよりはるかに慎重かつ積極的な対応が求められる。

これら国際人道法上の文民保護関連規定等については、保護計画策定の前提条件であり、また計画策定上常に意識されなければならない課題であるので、保護計画の中で、もしく

はさらに関連する県の計画または条例・制度等で充分確保され、さら広く周知される必要があると考える。

3. 有事の際、国際法の解釈上、攻撃があり得る県内の防衛庁・自衛隊関連施設の周辺住民の安全をどのように確保するか、全く記載がない。この件について検討されたのか、検討されたのならその内容について具体的に明らかにされたい。

ジュネーブ条約第一議定書の58条Cで謳われている「人口密集地域及びその近傍への軍事施設配置の回避」は、軍事施設への攻撃から一般市民を守るための規定である。言い方を換えれば、戦時国際法では、その是非は別にして、軍事施設への攻撃は容認されてしまう。

計画素案の第1編「総論」第4章「新潟県の地理的、社会的特徴」の第6項の「自衛隊施設等」では、「住民避難など国民保護措置の実施において連絡調整を図る必要のある部隊」（協議会事務局の記載方針案）が記載されているが、そもそもこれらの施設への攻撃の可能性が何ら言及されておらず、そのための安全確保策についても何ら記述が無い。

「県民保護」「国際法」と謳っているが、有事の際、「人口密集地」に所在する県内の自衛隊施設の周辺住民の安全をどのように確保するのか、その問題意識が計画には何ら記述されておらず、これはそもそも真面目に「県民保護」を考えていない証拠であると言っても過言ではないと考える。

4. 特に防衛庁情報本部所属の小舟渡通信基地については、その所在すら記載されていないのはなぜか。周辺住民の安全確保をどのように図るのか。

別紙資料の通り、同施設は超一級の重要軍事施設であり、有事の攻撃目標となる可能性は高い。新聞報道(昨年12月14日付朝日新聞新潟版)によれば「小舟渡通信所を記載するか自衛隊と協議する予定」とあるが、この基地に関し、どのような協議をおこない、その活動内容に関して自衛隊からどのような情報提供や説明があったのか。また、どのような判断で計画に記載しないことになったのか。明らかにされたい。

5. 上記の質問・申し入れで示したように、「国際的な有事」の際の「国民保護」を考える上で、本来最も重視すべき国際人道法の観点が考慮されていない計画は、欠陥計画であると言っても過言ではない。パブリックコメント募集期間を延長し、国・防衛庁・消防庁から明確な説明と資料提供を求めるとともに、県民(特に関連施設周辺住民)に対し、適切な情報提供や十分な説明を図るべきである。